

お お さ か 西

発行所 近畿税理士会西支部 〒550-0021 大阪市西区川口2-7-6 公益社団法人 西納税協会内
発行人 神田 有啓 編集人 杉本 祐一



夕 日 (加治佐 敦智会員)

目	次
確定申告期を終えて……………鳥家 誠(2)	委員会だより
税理士と税理士業務を取り巻くIT環境について ……………西原 千景(2)	研修会……………(6)
新春講演会と意見交換会……………(3)	ビデオ研修会……………(6)
第33回支部定期総会のご案内……………(3)	業務に役立つIT活用支部研修会……………(7)
会員ひろば	ボウリング大会……………(7)
私は巨人ファン！……………吉村 政勝(4)	租税教室……………海崎 雅子(7)
私の夢「娘の卒業式で思ったこと」 ……………恩藤 淳一(4)	日帰り支部旅行……………櫻井 圭一(8)
雑感……………田中 耕平(5)	委員会活動報告……………(9)
	西税務署からのお知らせ……………(10)
	大阪府・大阪市からのお知らせ……………(13)
	新入会員のご紹介……………(14)
	会員の動き……………(15)
	写真コーナー……………(16)
	編集後記……………(16)

確定申告期を終えて



税務支援対策委員会担当副支部長

と や まこと
鳥 家 誠

早い桜の町中を淡いピンクに染めましたが、今は、新緑が目鮮やかに映る季節となりました。会員の皆様方には益々清栄のこととお慶び申し上げます。

平成24年分所得税確定申告期の税務相談では、業務多忙の中、納税者の申告相談指導に会員の皆様にはたいへんご尽力いただきました。お礼申し上げます。

税理士の社会的責務と使命を全うするにあたって、特に確定申告期の税務相談は重要な支援活動であるとともに、直接納税者と面談し申告相談指導をすることは納税者の税理士に対する理解を深め信頼を得る絶好の機会であると思われま

す。2月4日から始まった年金受給者の所得税確定申

告事前相談会をかわきりに、支部間応援、還付センター、公益社団法人西納税協会からの要請による個人部会の確定申告相談ならびにe-Tax代理送信、今年度から新たに申告相談要請のあった大阪商工会議所西支部に、延べ130名の会員に従事していただきました。

おかげをもちまして無事つつがなく支援活動を済ませることができました。今後ともさらなるご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員皆様方の益々のご健勝とご事業の発展を祈念いたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

税理士と税理士業務を取り巻くIT環境について



情報化対策委員会担当副支部長

にし はら ち かげ
西 原 千 景

新緑の候、会員の先生方には益々清栄のこととお慶び申し上げます。平素は支部運営に多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

又、平成24年分所得税確定申告におきましてはe-Tax代理送信の他ご協力を賜りましたこと心より御礼申し上げます。e-Taxの利用状況におきましても、若干ではありますが利用率の向上を見ることができました。これもひとえに会員先生方の電子申告普及に対する深いご理解とご協力の賜物と感謝申し上げます。

ご承知のとおり、日本税理士会連合会では電子申告の普及に取り組み、毎年確定申告終了後から、電子申告の問題点や課題を実務家の視点から抽出し、国税庁に対し改善要望を提示してきました。

国税庁においても、ここ数年の間に、①第三者作成書類の添付省略、②税理士による代理送信、

③電子証明書等特別控除の適用期間の延長、④e-Taxによる還付申告の処理期間短縮、⑤所得税確定申告期間のe-Taxの24時間受付、⑥ヘルプデスクの強化、⑦確定申告書等作成コーナーからの直接送信、⑧e-Taxソフト（WEB版）の利用開始等、利用者視点に基づく使い勝手の良いシステム改善が多く実施されてきました。

今後さらに利用率を伸ばすためにシステム面での改善だけでなく、電子申告制度や税制そのものを改正し、将来的にはマイナンバー制度（共通番号制度）の導入と合わせて納税者本人が確定した所得や税額、各種届出の提出状況等、自己の申告情報も得られるシステムにしていくことが必要だと考えられます。

また、電子申告に取り組むことが、税理士事務所における更なる業務の効率化に繋がるとの会員

先生方の意識改革も同様に必要だと考えられます。実際に電子申告に数多く取り組まれた会員からは、「電子申告を通じて、目に見えるように事務所のIT化、業務の効率化を実現することができた。」というお声をいただいております。

「ITは苦手」から「ITを活用」が税理士業務発展のキーワードになっております。

情報化対策委員会では、今後も電子申告・電子納税の他、ペーパーレスオフィスの実現、スマー

トフォン・タブレットの活用等と「税理士業務のITによる効率化」をテーマにIT活用支部研修会を軸に取り組んでまいりますので、今後ともご理解ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

末筆ながら、会員先生方のご健勝とご事業の一層のご発展を祈念いたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

平成25年 新春講演会と意見交換会

1月10日（木）午後5時よりホテルモントレグラスミア大阪において、恒例の新春講演会と意見交換会が開催されました。

第1部講演会では講師として西税務署添田訓嗣副署長をお招きし、「国税局調査部の仕事について」をテーマとしてご講演いただきました。

副署長の国税局調査部の仕事の説明や経験談をお話いただき、40分程度の短い時間でしたが、盛りだくさんで内容の濃いご講演でした。

第2部の意見交換会は、長畑署長をはじめ西税



務署幹部の方々、公益社団法人西納税協会から山崎義彰専務理事をご来賓としてお招きし、あちらこちらで懇談の花がさきました。

また、今回は池田祐作会員、恩藤淳一会員、小金敏行会員、佐藤元則会員、津波早織会員、福原康之会員、南谷龍会員、吉村政勝会員と8名もの初参加者をお迎えすることができ、これからの活発な支部活動に期待を抱かせる意見交換会でした。終始和やかで和気あいあいとした雰囲気の中でも活気あふれる意見交換の後、名残惜しさを感じながらも、中締めによりお開きとなりました。



* 第33回支部定期総会開催のご案内 *

日 時 平成25年6月4日（火）
場 所 ホテル大阪ベイタワー

《支部定期総会》

時 間 午後2時30分～5時
会 場 4F ベイタワーホール

《意見交換会》

時 間 午後6時～8時
会 場 4F ベイタワーホール

※出欠にかかわらず委任状は必ず提出してください。

※ご注意 今回は会場がホテル大阪ベイタワーに戻ります。

会場の声

私は巨人ファン!

—*—*—*—*—*—*—

よし むら まさ かつ
吉 村 政 勝



私は小学生のころからの巨人ファン（長嶋ファン）です。当時の田舎（山口県岩国市）では、テレビのプロ野球中継といえば巨人戦しか放送がなかったもので、必然的に巨人ファンになってしまったのです。しかしながら、現在、私の周辺には多くの阪神ファンの方がおられます。税務署時代には、熱烈な阪神ファンの上司から、「俺の前で巨人ファンだと名乗ったのはお前だけや!」とお褒めの言葉(?)を頂いたこともありました。

関西で暮らすようになって四十年余りが過ぎたにもかかわらず、阪神ファンにはなれず、いまだに巨人ファンを自称しています。だからと言って、私は阪神や阪神ファンが嫌いなわけではありませんし、阪神を批判する気もありません。阪神の選手の中でも、ザトベック投法の闘魂・村山、最強のクリーンアップ・掛布、岡田、バース、クールな左腕エース・能見 etc・好きな選手や一目置く選手はたくさんいます。今後は藤浪君に期待しましょう!!

ところで、長年巨人ファンを自称してきた私ですが、親不孝者だということが最近になってやっとわかりました。先日帰省した際、ちょうどWBCで侍ジャパンが敗戦した後でしたが、母がテレビのスポーツニュースを見ながら、「マエケンはどう頑張った!! 今年のカープは大丈夫!」と言ったのです。そうです。今年91歳になる母は広島ファンだったのです。この歳になるまで知りませんでした。長年離れて暮らしていたので、息子が巨人ファンだということを忘れたのかもしれませんが、今後は親孝行をするために、帰省した時だけは広島ファンになろうと思っています。

私は野球をするのも見るのも好きです。また、野球が酒の肴になるのなら、阪神ファンでも、広島ファンでも、誰とでも楽しくお酒を飲めると思いますから、是非会員の皆さんと野球談議に花を咲かせながら懇親を深めたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

私の夢 「娘の卒業式で 思ったこと」

—*—*—*—*—*—*—

おん どう じゅん いち
恩 藤 淳 一



皆様こんにちは。薫風緑樹をわたる好季節となり、お健やかに過ごしのことと存じます。3月決算等々お忙しい時期とは思いますが、私のつたない文章にしばしお付き合いいただければ幸いです。今回は娘の小学校の卒業式に出席した時のことを少し書きたいと思います。

世間では少子化により日本の将来を心配する声がよく聞かれますが、ご多分にもれず娘の小学校も各学年2クラス、今年の卒業生は約50名というこじんまりとした卒業式でありました。なんだか少し寂しい感じもしましたが、ほんの十数年前までは各学年6クラスあったとのことなので日本の少子高齢化は驚くほどのスピードで進んでいるのかもしれない。

ただ人数が少ないお蔭もあって、式では卒業生1人ずつに卒業証書が手渡され、各人が将来の夢なるものを発表しておりました。将来の夢として一番多かったのがプロスポーツの選手だったでしょうか。これは私のころとあまり変わらないなあと聞いていましたが、大リーガーになりたいといった夢は昔ではあまりなかったように思います。また、プロサッカー選手になりたいといった夢などは私のころには考えさえ及びませんでした。つくづくと時代の流れを感じたところです。そのほかには医師、薬剤師、弁護士といった子供もいました。

感心したのは多くの子供たちが、人の役に立ちたいといった言葉を口にしていたことです。医師や弁護士になって困っている人を助けたい、プロスポーツの選手になって人々に感動を与えたい等々・・・。

このような子供たちの声を聞いていて、ふと我々税理士は子供達にどのような存在として捉えられているのだろうか、といった思いが頭をよぎりました。「『税金を上手く計算してくれる人』これはちょっとなあー、『納税義務の適正な実現を図る人』と言っても子供達にはわけがわからないだろうなあー」といった具合です。残念ながら税理士になって社会の役に立ちたいと発言してくれる

子供はいませんでした。そのような子供が1人でも多く現れるよう、現役世代である私たちが社会のためにより多く貢献しなくてはと感じました。

これから先、少子高齢化の問題を始めとして多くの難問が待ち受けていますが、このような子供たちがいる限り日本の将来は決して悪いものではないと信じています。

最後に我が娘の夢は、ピアニストになって多くの人を幸せにしたいとのことでした。まあどこまで実現できるかは疑問符のつくところですが、私の夢はそんなピアニストとしての彼女の顧問税理士になることとしておきましょうか。

雑感

— * — * — * — * — * — * —

た なか こう へい
田 中 耕 平



支部会報への原稿の依頼を受けたものの私には特にこれといった趣味もなく、また、強いこだわりや思想もない。

そこで、今までなんとなく、「こんな生き方や考え方がいいのかなー」と思ってきた程度、まさに雑感としての思いを述べさせていただくこととした。その思いとは「常にかっこよく生きたい」と思うことである。

先日、テレビに中田英寿氏が出ていた。彼はいつみてもかっこいい。サッカーで鍛えられた肉体

はやめた今でも維持されており、服装や髪形もセンスが良く、先ず見た目がかっこいい。更に外見だけではなく何か見えないものまで全てがかっこいい。

彼は、サッカー選手として頂点まで達し、普通なら元サッカー選手の『中田』で十分にこれから先何年も通用するであろうし、それで満足と思うのが自然である。でも彼は違う。

テレビの中で「これから先、元サッカー選手の中田ではいたくない。」と語っていた。彼の言動からまさにその思いがよくわかる。新しいことに挑戦し、その世界で一流になるとの意欲に溢れ、行動力に富み、かつ、知的で冷静である。本当にかっこいい。男が男にあこがれるかっこよさである。

私は国税の世界で40年あまり勤務させていただき昨年7月に退職した。在勤中常に後輩から見てかっこいい憧れの存在でありたいと思い努力してきた。そういった意味ではその思いはある程度は達成できたと自負している。

先日、この原稿の依頼を受けた際、退職後過去に満足し、また、新しい世界である税理士としてはまだ一年生だという甘えた思いでいたことに気付かされた。中田英寿氏のように「元〇〇」ではなく、今の自分が認められるよう、そしてかっこよく生きていけるようもう一度気合を入れ直したところである。(但し、昨年12月以降、電子申告については利用率9割以上となるなど、努力しています。)

『税理士業務処理簿』作っていますか？

税理士法第41条第1項において「税理士・税理士法人は税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に1件ごとに、**税務代理・税務書類の作成・税務相談の内容と顛末**を記載しなければならない」と定められていることをご存じですか。

本会綱紀監察部や税務当局もこの帳簿作成を

重視しており、支部懇談会等でも度々話題とされています。

この「税理士業務処理簿」の様式は非常に簡易であり、記載内容も少なく作成に時間が取られるようなものではありませんので、必ず作成・備付けをするようにしてください。

「税理士業務処理簿」は
近畿税理士会
ホームページに
掲載されています。

近畿税理士会
http://
www.kinzei.or.jp/

近税パソネット
IDとパスワードは
お問い合わせください

業務関係
資料室



委員会だより



第5回 支部研修会

平成25年1月15日(火)午後1時30分よりホテル
ベイタワー大阪において、平成24年度第5回支部
研修会を港支部との共催により開催しました。

講師に西支部の税理士 櫻井圭一会員をお迎え
し「平成24年分確定申告の留意点」と題してご講
演をいただきました。

生命保険料控除等の改正、また、復興特別所得
税の新設等くわしく説明いただき、今後の業務に
役に立つことばかりで、大変勉強になりました。

櫻井先生の今後益々のご活躍をご期待申し上げ
ます。有難うございました。

参加人数 西支部 76人 港支部 25人
合計 101人



第6回 支部研修会

平成25年3月27日(水)午後1時30分よりホテル
モントレグラスミア大阪において、平成24年度第
6回支部研修会を開催しました。

第1部では、講師に西税務署副署長 添田訓嗣
氏及び同特別調査官 谷口喜久雄氏を講師に「書
面添付制度について」を、第2部では、西支部税
理士 今井健雄会員を講師に、「綱紀監察制度に
ついて」をテーマとしてご講演をいただきました。

近畿税理士会西支部 研修会



今後の税理士業務を行っていくうえで大変参考
になりました。有難うございました。

参加人数 西支部 43人



第1回 ビデオ研修会

平成24年12月10日(月)午後1時30分より西納
税協会において、西支部会員の研修受講時間36時
間達成の一助になるように、通常の研修会に追加
の形で、ビデオ研修会を開催しました。

内容は、昨年の国税通則法の改正を受け、本会
で開催された、大阪国税局担当官による「税務調
査手続き等の改正に関する研修会」を収録した
DVDに依るものでした。

我々税理士の今後の業務に大いに関連してくる
ものです。

資料必要な方は、事務局においております。

また、DVDの貸し出しも、事務局で行っており
ます。

参加人数 西支部 17人



第2回 ビデオ研修会

平成25年2月1日(金)午後1時30分より西納税協
会において、本年度2回目のビデオ研修を開催し
ました。

内容は、税理士 山本和義先生による「実務で使える事業承継対策の具体事例」でした。

中小企業における相続に伴う財産の分割や相続税の問題、あるいは経営者の交代など企業経営存続の問題等、大変勉強になりました。

このDVDの貸出等は、事務局で行っておりますので、ぜひご活用下さい。

参加人数 西支部 20人



業務に役立つIT活用支部研修会

「iPadを税理士業務の『弁慶の七つ道具』に！」

平成25年1月22日午後1時30分より近畿税理士会館3階会議室において、iPad等の情報端末機を税理士業務に取り入れていただくためのIT研修会を開催しました。

講師に富士通エフ・オー・エム㈱からパソコンインストラクターを迎え、スイッチの入れ方・文字入力等の基本操作からインターネットに接続して税理士業務に関係するホームページをのぞいたり、カメラ、地図等標準アプリケーションの使い方まで実機を使用しての研修となりました。

参加いただいた会員からは、「とても分かり易かった」「研修内容が、新鮮だった」と大変好評でした。

参加人数 30人



ボウリング大会

平成24年12月4日(火) 千日前ファミリーボウルにおいて、ボウリング大会が開催されました。

参加者は28人で成績は次のとおりです。

順位	氏名	1G	2G	ハンデ	合計
優勝	佐々木靖之	140	178		318
準優勝	添田 訓嗣	146	166		312
3位	吉栖 照美	134	134	40	308



租 税 教 室

うみ ぎき まさ こ
海 崎 雅 子

平成25年2月5日大阪市立西高校で、租税教室の授業を担当させていただきました。1時限目の授業で約40人のクラスで講義した後、2時限目は別のクラスで同様の講義を実施しました。いずれのクラスも1年生で、新鮮な気持ちで授業に臨んでいるのがこちらまで伝わってきて、すがすがしい気持ちで話ことができました。

50分という限られた時間で何を伝えるかは難しいところでしたが、全般的な税金の計算体系を知ってもらう事と、実際に税金の計算をする作業を入れることは外せないと思い、授業の流れを考えました。そこで、毎日の生活で馴染みがある消費税と所得税を中心に納税額の計算の大まかな仕組みを説明し、次に給与所得を得た場合の所得税の納税額を実際に所得税の申告書を作成しながら算出してもらいました。

今回租税教室で学んだ税の知識が、生徒さんの頭の片隅に残ってどこかで生かされればいいなあと思い授業を終えました。



日帰り支部旅行

さくら い けい いち
櫻 井 圭 一

～ 河内ワイン ～

今回の日帰り支部旅行は、太子温泉に入浴後、大阪の地場産業のひとつである「河内ワイン」を楽しもうという趣旨で企画されました。

実は3日後に西支部の研修会の講師の仕事が控えていることもあり、週末にある程度準備に時間をさこうと考えていたのですが、高校の後輩でもある加治佐くんがどうしても僕と一緒に温泉に入りたいというので、温泉→ワインという優雅な休日スタートしました。

当日は、近鉄阿部野橋駅9時24分発の電車に乗ることにしました。

車中でビールでも、と思っていたのですが、やはりここは温泉後の楽しみにとっておいた方が良くないですか、と加治佐くんからアドバイスを受け、「それもそうだな」と思い直し、ビールのかわりにアイスコーヒーでがまんしました。

途中で乗っている車両が切り離され、あやうく河内長野方面に行くところでした。しかし、加治佐くんが「こっちですよ」と乗り換えるべき車両に正しく誘導してくれました。もしひとりで電車に乗っていたら、おそらくビールを飲んでいただろうから、わけのわからないうちに間違いなく河内長野に行っていました。ここでも加治佐くんのアドバイスが効いてきます。実に頼りになる後輩です。

結局、温泉に集合したのは5人だけでした。後で考えると、おそらく、やはり大多数の方は真冬に温泉に入って湯冷めでもするのが懸念されたのでしょう。一般的には、そうなのかもしれませんが、この5人はそんなことより「風呂上がりのビール」の誘惑が先に頭の中を支配しているので、「温泉って意外と人気ないねんな」程度にしか考



えていませんでした。

温泉でしっかりとサウナに入り、たっぷり汗を流した後は当然ビールで乾杯です。のどの渇きにがまんできなかったのか、加治佐くんはまず風呂上がりの牛乳でのどを潤していました。館内の居酒屋で機嫌よく飲んでいたら、隣のテーブルの女性に、「櫻井先生！」とお声をかけられました。横を見ると、このご近所にお住まいの顧問先の経理の方でした。やはり地元でも人気の温泉なのでしょう。

ワイナリーの見学後、いよいよ本番のフランス料理とワインの時間です。河内ワイン館の名物専務「ロマネ金亭」さんのトークがおいしいワインと食事をひきたてます。あまりにも美味しかったのか、加治佐くんはステーキを3人分ペロッと平らげていました。

解散後、まっすぐ帰るわけではなく、天王寺のカラオケボックスで二次会、その後バーで飲むという、とても楽しい一日を仲間たちと過ごすことができました。

研修会の準備ができていないのに気付いたのは翌日でした((+_+))

葉月会のご案内

葉月会は近畿税理士会西支部に所属する45歳以下の税理士で構成される任意団体で、主に会員の資質向上のための研修と相互親睦活動を行っています。45歳を超えても、他支部へ転出して準会員として参加いただけます。

さらに、認定研修の認定団体となりましたので、葉月会の行う研修は原則として研修規則に係る認定研修となります。



委員会活動報告

(平成24年12月～平成25年3月)

総務委員会

- 12. 11 第3回役員会
- 1. 10 第5回綱紀監察委員会
- 1. 10 新春講演会と意見交換会
- 3. 21 第6回綱紀監察委員会
- 3. 27 第33回支部定期総会議案書作成
- 3. 29 第3回正副支部長委員長会
- 12～3 西税務署玄関前の会員名札版の整備

税務支援対策委員会

- 12. 4 新設法人説明会
- 1. 24 ブロック別支部長会議

財務委員会

- 3. 27 平成24年度決算準備
第33回支部定期総会議案書作成
- 12～3 支部会費未納者に対し督促

厚生委員会

- 12. 4 ボウリング大会
(於：千日前ファミリーボウル)
- 1. 12 日帰り支部旅行 (河内ワイン博物館)

広報委員会

- 12. 6 支部会報第81号の校正
- 12. 13 支部会報第81号の再校正
- 12. 28 支部会報第81号の発行結果報告
- 3. 22 支部会報第82号の紙面構成と原稿依頼

研修委員会

- 12. 10 第1回ビデオ研修会
- 12. 14 書面添付担当者会議
- 1. 15 第5回支部研修会
- 2. 1 第2回ビデオ研修会
- 3. 27 第6回支部研修会

情報化対策委員会

- 12. 6 新しい税理士用ICカードの取得支援を
西支部事務局で実施
- 1. 22 業務に役立つIT活用支部研修会
- 2. 8 公益社団法人西納税協会個人部会代理送信
担当者事前研修会
- 3. 22 支部情報システム担当者会議
- 3. 27 第33回支部定期総会議案書作成
- 12～3 支部ホームページの更新



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012
 大阪市中央区谷町1丁目5番4号
 TEL(06)6941-6888
 FAX(06)6947-2800
 URL: <http://www.hanna-zeikyo.jp>

保険

〈全税共〉
 VIP大型総合保障制度、全税共年金
 〈近税共済会〉
 総合事業保障プラン
 〈その他〉
 ゴルフアース保険、自動車保険、火災保険

積立年金

阪奈積立年金

共済制度

小規模企業共済制度
 中小企業倒産防止共済制度
 中小企業退職金共済制度

不動産

不動産情報(売買、仲介)
 戸建住宅、マンション
 リフォーム

販売あっせん

税理士業務関連、事務用品関連
 税理士(マーク入り)カード
 人材派遣、ローン関連
 ゴルフ関連、カーライフ関連
 健康関連、資格取得
 レクリエーション関連
 生活関連、PETガン検診等

西 税 務 署 から の お 知 ら せ

1 平成25年度以降のe-Tax受付時間について

利用者の利便性の向上を図る観点から、以下のとおりe-Taxの受付時間を拡大します。

○ e-Taxの受付時間（送信可能時間）

平成25年4月1日(月)～7月31日(水)まで
<ul style="list-style-type: none"> ・ 月曜日～金曜日（祝日等及び以下の期間を除く。） 8時30分～21時 ・ 平成25年5月28日(火)～31日(金) 8時30分～22時30分
平成25年8月1日(木)以降
<ul style="list-style-type: none"> ・ 月曜日～金曜日（祝日等及び年末年始（12月29日～1月3日）並びに以下の期間を除く。） 8時30分～24時 ・ 確定申告時期（1月第3週月曜日～所得税確定申告期限） 24時間 ※ メンテナンス時間（毎週月曜日0時～8時30分）を除く。

⑨ 今回の変更により、下線部分のうち、受付終了時間を21時から24時に拡大しています。

2 ダイレクト納付の利用について

ダイレクト納付は非常に利便性があり、関与先に対する利用勧奨と同時に税理士先生方におかれましても、従業員の源泉所得税の納付に積極的なご利用をお願いします。

※ 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。www.nta.go.jp

3 納期限について

平成24年分の申告所得税延納分の納期限（振替日）は、平成25年5月31日(金)です。また、平成25年分の消費税及び地方消費税（個人）の中間申告分の納期限と振替納付日は、次のとおりとなっています。関与先に対する納付指導をお願いします。

○ 消費税中間申告分の納期限及び振替納付日

中間3回の方	納 期 限	振 替 日
1回目	平成25年5月31日(金)	平成25年6月26日(水)

4 給与所得者の特定支出控除の改正（平成25年分の所得税から適用）

給与所得者の特定支出控除について、範囲の拡大等が行われ、給与所得者の実額控除の機会が拡大されました。

《範囲の拡大》

弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費等）が特定支出に追加されました。

《適用判定の基準の見直し》

適用判定の基準が給与所得控除額の2分の1（改正前：給与所得控除額の総額）に緩和されました。

【特定支出控除の概要】

特定支出控除は、特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1（最高125万円）を超える場合、その超える部分について、確定申告を通じて給与所得の金額の計算上控除することができる制度です。

特定支出とは、以下の①から⑥に掲げる支出のうち一定の要件を満たすもので、給与等の支払者によって証明がされたものです。

項 目	内 容
① 通 勤 費	勤務のために必要な交通機関の利用等のための支出
② 転 居 費	転任に伴う転居のための支出
③ 研 修 費	勤務の遂行に直接必要な知識等を習得するための研修に要する支出
④ 資 格 取 得 費	資格を取得するための支出でその者の職務に直接必要であるもの
⑤ 帰 宅 旅 費	転任に伴い生計を一にする配偶者とその別居を常況とすることとなった場合等において、勤務する場所と配偶者が居住する場所等との間の旅行に要する支出
⑥ 勤務必要経費 (図書費・衣服費・交際費等) ※上限65万円	職務に関連する図書を購入するための支出・勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するための支出・給与等の支払者の得意先、仕入先などの職務上関係のある方に対する接待等のための支出

⑥ その支出について給与等の支払者により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合における、その補填される部分は特定支出には含まれません。

5 給与所得控除の改正（平成25年分の所得税から適用）

その年中の給与等の収入金額が1,500万円を越える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられました。

6 国外財産調書の提出制度の創設

その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書（以下「国外財産調書」といいます。）を、翌年の3月15日までに、所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。

※ 創設後、最初の国外財産調書は、平成25年12月31日における国外財産の保有状況を記載して、平成26年3月17日までに提出いただくこととなります。

7 復興特別所得税の創設

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が公布され、「復興特別所得税」が創設されました。これにより平成25年から平成49年までの各年分の確定申告については、所得税及び復興特別所得税を併せて申告・納付することとなります。

8 記帳義務・記録保存義務の拡大（平成26年分の所得税から適用）

個人の白色申告者で、前々年分あるいは前年分の事業所得等の合計額が300万円を越える方について課されていた記帳義務・記録保存義務が、それ以外の事業所得者等についても、同様に課されることとされました。

9 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の創設

子・孫に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税について、子・孫ごとに1,500万円までを非課税とする制度が創設されました。

<制度の概要>

- 祖父母などの直系尊属（贈与者）が、金融機関に子・孫（受贈者）名義の「教育資金口座」に、教育資金を一括して拠出した場合、この資金について、子・孫ごとに1,500万円までが非課税となります。
- 受贈者が30歳に達するなどにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税拠出額※1から教育資金支出額※2（学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度とします。）を控除した残額があるときは、その残額がその契約が終了した日の属する年に贈与があったこととされます。
- 平成25年4月1日から平成27年12月31日までの3年間の措置とされています。

- ※1 「非課税拠出額」とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書に、この制度の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額（1,500万円を限度とします。）をいいます。
- ※2 「教育資金支出額」とは、金融機関等の営業所において、教育資金として支払われた事実が領収書等により確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいいます。

教育資金とは？（領収書の提出が必要となりますのでご注意ください。）

- (1) 学校等に対して直接支払われる次のような金銭をいいます。
- ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設整備費又は入学（園）試験の検定料など
 - ② 学用品の購入費や修学旅行費や学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など
- (2) 学校以外に対して支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるものをいいます。
- <イ 役務の提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの>
 - ③ 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
 - ④ スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
 - ⑤ ③の役務の提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭
 - <ロ イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの>
 - ⑥ ②に充てるための金銭であって、学校が必要と認めたもの

10 法人税の税制改正（平成24年度改正）

- (1) 環境関連投資促進税制について、次の見直しが行われました。
- 対象となる太陽光発電設備及び風力発電設備について、一定のものに限定した上で、平成25年3月31日までの間に取得等をして1年以内に事業の用に供した場合、その減価償却資産について、普通減価償却限度額に加え、取得価額まで特別償却ができる（即時償却）こととされました。
- ・ 次の要件を満たす太陽光発電設備及び風力発電設備が対象となります。
 - ① 電気事業者による再生可能エネルギー電機の調達に関する特別措置法の経済産業大臣の認定を受けた設備であること
 - ② 発電設備の出力がそれぞれ次の規模以上であること
【太陽光発電設備】10kW 【風力発電設備】1万kW
- (2) 中小企業投資促進税制について、次の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されました。
- ① 対象資産に測定工具及び検査工具並びに試験又は測定機器が追加されました（平成24年4月1日以後取得等分）。
 - ② 対象資産となるデジタル複合機の範囲が、1台又は1基の取得価額が120万円以上のものに限定されました（平成24年4月1日以後取得等分）。
- (3) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（圧縮記帳）について、次の見直しが行われた上で、適用期限が3年延長されました。
- ・ 所有期間10年超の長期所有土地等に係る措置について、適用対象となる買換資産のうち土地等の範囲が、特定施設（事務所等の一定の施設をいいます。）の敷地の用に供されるもの又は駐車場の用に供されるもの（一定のやむを得ない事情があるものに限り）で、その面積が300㎡以上のものに限定されました。

府税事務所統合・移転のお知らせ

平成25年4月1日（月曜日）から

1. なにわ西・なにわ東府税事務所を廃止し、中央府税事務所へ統合しました。中央府税事務所は、大阪府新別館北館に移転しました。
2. 大阪市内全域の法人府民税
法人事業税は中央府税事務所が担当しています。

なにわ北府税事務所及びなにわ南府税事務所が担当していた法人の府民税・事業税に関する事務は中央府税事務所が担当しています。

〒540-0008

〒540-8507（法人申告書送付専用郵便番号）

住 所：大阪市中央区大手前3-1-43

大阪府新別館北館

電 話：06-6941-7951(代表)

最寄駅：地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅

1A出口より直結

※下記のホームページもご覧ください。

府税のホームページ「府税あらかると」

<http://www.pref.osaka.jp/zei/alacarte/>

お車でお越しの際は府庁有料駐車場（第一駐車場もしくは第二駐車場）をご利用ください。

大阪府と大阪市の法人関係申告受付窓口併設のお知らせ

平成25年4月10日（水曜日）から

中央府税事務所総合受付窓口に大阪市の法人関係申告受付窓口を併設しました。

法人市民税の申告などが中央府税事務所1か所で済ませられるようになりました。

【大阪市の法人関係申告受付窓口での取扱業務】

- 法人市民税にかかる申告書や届出書の受付
- 市税の収納

【このチラシの内容に関するお問い合わせ先】府民お問合せセンター（06-6910-8001）

大阪市弁天町市税事務所からのお知らせ

市税の納付は、安全・確実・便利な口座振替をご利用ください。

固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び個人市・府民税（普通徴収）の納付は口座振替・自動払込をぜひご利用ください。

- （メリット）
- 現金を持ち歩く必要がなく、安全です。
 - うっかり納め忘れる心配がなく、確実に納付できます。
 - 金融機関等へ出かける手間がいらず、お忙しい方には便利です。

省資源化、経費削減にもつながりますので、ご協力をお願いします。

大阪市内の金融機関（一部金融機関を除く。）または各市税事務所に備えつけの「大阪市税預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に記載の申込受付期限をご確認のうえ、取扱金融機関窓口でお申込みください。

お申込みの際には「納税通知書」など台帳番号のわかるもの、「預貯金通帳」、「通帳届出印」をご持参いただければ、その場で手続きが可能です。

そのほか、お送りしている市税の納付書のうち、ペイジーマークのついた納付書では、インターネットバンキング・ATM（ペイジー対応）等での納付ができます。

また、バーコードが印刷された納付書では、休日・夜間を問わずコンビニエンスストア（30万円以下に限る。）での納付ができます。



《問い合わせ先》

大阪市財政局船場法人市税事務所収納対策担当（収納管理グループ）

電話番号 06-4705-2931 FAX番号 06-4705-2905

※問い合わせ可能日、可能時間（平日9:00～17:30（金曜日は9:00～19:00））

（ペイジーマーク）

新入・転入会員です、よろしくお願ひします。



氏名 ^し ^{みず} ^{あき} ^お
清水 章 夫
生年月日 昭和44年4月4日
出身地 大阪府
血液型 O 型
事務所 西区北堀江2-17-18
TEL 090-2117-8120

経歴 15年間の監査法人勤務を経て独立開業
趣味 バルめぐり、ゴルフ
信条 クライアントの目線にたったサービスの提供
一言 よろしくお願ひいたします。



氏名 ^こ ^{にし} ^{たか} ^{ひろ}
小 西 貴 大
生年月日 昭和54年11月24日
出身地 滋賀県
血液型 AB型
事務所 西区西本町1-13-38-719
TEL 06-4394-7278

経歴 平成13年 鈴木繁信税理士事務所入所
税理士試験合格
平成15年 税理士登録
平成19年 独立・開業
趣味 舞台鑑賞、ビリヤード、釣り
信条 常に自己研鑽に励み、感謝・賛嘆・激励の気持ちを忘れない
一言 若輩者ではございますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。



氏名 ^{まつ} ^{おか} ^{ゆき} ^{ひろ}
松 岡 幸 宏
生年月日 昭和49年6月7日
出身地 大阪府
血液型 B 型
事務所 西区阿波座1-6-1
MID西本町ビル4階
TEL 06-6535-1250

趣味 ソフトボール、スポーツ観戦
信条 日々前進
一言 よろしくお願ひします。



氏名 ^{さか} ^{もと} ^{たか} ^{とし}
坂 本 貴 俊
生年月日 昭和52年5月28日
出身地 大阪府
血液型 A型
事務所 西区南堀江1-19-12-1102
TEL 06-6543-0210

経歴 大阪市立大学法学部卒業後、大同生命保険、税理士事務所勤務を経て平成25年1月独立
趣味 旅行、読書、資産運用
信条 最善を尽くす。
一言 独立にともない南支部より転入しました。清らかな気持ちを忘れず頑張ります。よろしくお願ひします。



氏名 ^{まつ} ^{もと} ^ち ^よ
松 本 千 代
生年月日 昭和34年7月14日
出身地 和歌山県
血液型 A型
事務所 西区京町堀1-8-2
リーガル四ツ橋筋501
TEL 06-6441-0505

趣味 映画鑑賞



氏名 ^き ^じ ^{ひで} ^と
木 地 秀 斗
生年月日 昭和58年4月4日
出身地 大阪府
血液型 B型
事務所 西区江戸堀1-23-21-704
TEL 090-7885-3194

経歴 大阪府立泉北高校→関西大学→あらた監査法人
趣味 サッカー
一言 西支部の皆様、新しく入会させていただく木地と申します。色々ご迷惑をお掛けするかもしれませんが、よろしくお願ひします。

支部会費納入についてのお願い

財務委員会

平素は支部運営に格別のご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

平成25年度の支部会費は、

- 銀行口座振替を利用されている先生は、5月27日に日本システム収納網より引き落としさせていただきます。
- 振込納入の先生は、5月末日までにご入金して

いただけますよう、下記の口座にお振込みをお願ひ致します。

記

三井住友銀行 立売堀支店 普通預金
No.292330

近畿税理士会西支部 支部長 神田有啓
支部会費 24,000円

会員の動き

平成24年12月1日～平成25年3月31日

◎新入・転入しました。よろしくお願ひします。

入会日	登録番号	氏 名	区分	事 務 所 所 在 地	電話番号	F A X 番号	備 考
24.12.04	120928	坂 本 貴 俊	転入	西区南堀江1-19-12-1102号	6543-0210	6543-0210	南
25.01.01	105254	大 槻 達 也	入会	西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル12F	6449-6678	6449-6698	東京会
25.01.01	107353	梅 田 大 作	入会	西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル12F	6449-6678	6449-6698	東京会
25.01.01	115957	濱 田 雅 大	入会	西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル12F	6449-6678	6449-6698	東京会
25.01.10	56424	田 中 謙 二	転入	西区立売堀3-2-19-1503号	6578-7787	6578-7787	堺
25.02.05	98740	小 西 貴 大	転入	西区西本町1-13-38 西本町新興産ビル7F19号	4394-7278	4394-7248	下 京
25.02.21	123403	松 本 千 代	入会	西区京町堀1-8-2-501	6441-0505	6441-0511	
25.02.21	123405	松 岡 幸 宏	入会	西区阿波座1-6-1 M I D 西本町ビル4F	6535-1250	6535-1251	
25.03.26	123689	木 地 秀 斗	入会	西区江戸堀1-23-21-704号	090-7885-3194		

◎転出・退会しました。お世話になりました。

転出日	登録番号	氏 名	区分	事 務 所 所 在 地	電話番号	F A X 番号	備 考
24.12.03	109426	湯 川 睦 子	転出	奈良市学園朝日元町1-510-1	0742-47-9289		奈 良
24.12.28	96853	今 吉 貴 子	転出	大阪市中央区今橋1-7-19 北浜ビルディング8F	6226-1710		東 成
24.12.31	112910	西 島 聡	退会	西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル12F	6449-6678		東京会
25.01.29	108848	酒 井 正 一	退会	西区新町1-2-13 新町ビル6F3号	6532-8836		業務廃止
25.03.13	118324	前 原 貴 之	転出	大阪市中央区備後町3-6-2 大雅ビル3F	6121-6103		東
25.03.16	15306	中村市郎右衛門	退会	西区西本町1-11-1-1204	6536-7415		死 亡

3月31日現在 会 員 数 325名 法人会員数 29件



▼梅と桜 (加治佐 敦智会員)



▲水の都 (臼井 治会員)



▲広報委員



▲野辺の藤 (小林 幸一会員)

◆ 書面添付(法33条の2)の励行と「電子申告・納税等開始届出書」の早期提出を!

編集後記

現広報委員メンバーによる「おおさか西」編集は、本号をもちまして最後になりました。会員の皆様方には、原稿・写真等ご協力いただき、ありがとうございました。77～82号を現メンバーで担当させていただきました。特に、80号の編集過程で、創刊された当時の情勢・雰囲気等を伺い、西支部の歴史を垣間見ることができました。これからも「おおさか西」にご協力よろしく申し上げます。

(杉本 祐一)